

## 診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(平成30年7月31日付.保医発0731第3号.平成30年8月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

### ◎ 新たな対象疾患の点数が新設された検査項目

項目名	保険点数	区分
BRAF遺伝子検査	2,100点	区分番号「D004-2」 悪性腫瘍遺伝子検査 (尿・糞便等検査)

新	旧
<p>(1)「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、以下の遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。(中文略)</p> <p>また、早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてBRAF遺伝子検査を実施した場合にあっては、K-ras遺伝子検査又はRAS遺伝子検査を併せて算定できないこととし、マイクロサテライト不安定性検査を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。)また、PCR-rSSO法を用いてBRAF遺伝子検査を実施した場合は、「ハ」のK-ras遺伝子検査の所定点数を算定する。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 大腸癌におけるEGFR遺伝子検査、K-ras遺伝子検査、RAS遺伝子検査又はBRAF遺伝子検査</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(1)「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、以下の遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。</p> <p>(中文略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 大腸癌におけるEGFR遺伝子検査、K-ras遺伝子検査又はRAS遺伝子検査</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

下線部が追加されました。

#### 【新規適応の要約】

①RAS遺伝子検査・BRAF遺伝子検査併施(4000点)

※「D004-2の1」悪性腫瘍遺伝子検査「イ 2項目 4,000点」の包括規定による。

⇒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌における治療選択の補助

②BRAF遺伝子検査(2100点)

⇒大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助

(マイクロサテライト不安定性検査の結果が高頻度MSIの際の二次試験)

● ①②とも受託準備中



株式会社 **ビー・エム・エル**  
 本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3  
 総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市越市場1361-1  
 ☎ 049(232)3131 FAX 049(232)3132

検査項目検索用  
アプリ B-Book



Google play

Available on the  
App Store



電子カルテはビー・エム・エル

